

公益社団法人東京都目黒区歯科医師会役員報酬等及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人目黒区歯科医師会の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は役員職務遂行の対価として、勤務の形態に応じて報酬のみを支給することができる。

- 2 特別な事情が生じた場合の支給は総会の決議を経て別に定める。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の役員に対する報酬は別表第1「役員報酬」に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、現金をもって支給する。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は定められた月額合計を2か月に一度、理事会を行う日に支給する。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務遂行に伴い負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく弁償するものとし、また前払いを要するものについては前もって弁償するものとする。

(費用弁償の額)

第8条 本会の役員に対する費用弁償は別表第2「費用弁償の額」に定める額とする。

(公表)

第9条 本会は、この規則をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日、平成25年4月1日より施行する。

別表第1 「役員報酬」

第4条に定める役員報酬の額は以下の金額とする。

役員	勤務形態	月額(一人当たり)	年度総計(合計)
会長	非常勤	100,000	1,200,000
副会長	非常勤	50,000	600,000
専務理事	非常勤	70,000	840,000
理事	非常勤	25,000	300,000
監事	非常勤	15,000	180,000

常勤の役員は置かない。

別表第2 「費用弁償の額」

理事及び監事	4,000
--------	-------